

【商 法】

問題 次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

A社は、自ら土地を取得してユニット型共同住宅を建設した上で、これをウィークリーマンションとして賃貸したりする事業を営んでいる株式会社であり、B社の株式220万3700株（議決権2万2037個）を保有する株主である。B社は、A社と平成19年12月以降、ユニット型共同住宅に関する業務提携を行ってきた東京証券取引所市場第2部上場の取締役会設置会社で、議決権を有する株主数は、1万0050名（議決権総数77万4759個）である。両社は、実質的競争関係にあたる事業を営んでいる。

A社は、平成22年7月13日、業務提携を強化したいとして、取締役や従業員の受入れなどを求める提案をB社にしたが、B社は同月29日に、提案に応じることができない旨を回答した。

B社は、同年10月13日、株主総会の招集通知を發した。その株主総会参考書類には、第4号議案「取締役6名選任の件」とされ（候補者I、J、K、L、MおよびN）、会社法施行規則所定の事項が記載されていた。また、議決権行使書用紙には、「本件株主総会にご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。本件株主総会にご出席願えない場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成22年10月27日午後5時30分までに到着するようご送付ください。」と記載され、株主総会招集通知書にも、「当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。」と記載されていた。

A社は、上記通知を受けて、同月16日、B社の株主名簿を閲覧して、あらかじめ「A社を代理人とする。」旨が不動文字で印字されている委任状用紙を5000株以上のB社の株主に対し送付した。A社が送付した「委任状勧誘のお知らせ」には、「委任状のご返送に当たっては、議決権行使書を添付していただけますようお願いいたします。既に議決権行使書を提出なされた株主様におかれましては、委任状の署名欄右脇にある『議決権行使書提出済み』欄にレ点によるチェックをしていただければ結構です。」と記載されており、さらに、このうち1万株未満の株式を保有する株主への送付分については、上記文章に続いて、「委任状をご返送いただいた方には、A社から皆様に対するご挨拶とB社における経営改革に対する積極的関与に感謝の念を示すため、A社の経済的負担の下、クオカード（1000円分）を進呈いたします。」と記載され、1万株以上の株式を

保有する株主への送付分については、全国百貨店共通商品券（5000円分）を進呈する旨がそれぞれ記載されていた。

同月 28 日に、B 社の株主総会が開催され、B 社提案の議案が全て可決された。

平成23年になってからも、A社はB社との業務提携の強化を求め、昨年と同様株主名簿の閲覧をB社に請求してきた。B社は株主名簿の閲覧を拒否しようと考えている。

参考資料

A社定款

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第17条（議決権の代理行使）

1項 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2項 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

A社株式取扱規程

第10条（株主確認）

1項 株主が請求その他の株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2項 代理人による請求等をする場合は、前項の手続のほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

3項 代理人については第1項を準用する。

問1 最高裁判例は、議決権行使の代理人資格をその会社の株主に限る定款の効力をどのように考えているか。

問2 株主総会の前に、議題について取締役が書面で説明を求めていた株主が、株主総会に出席しなかった場合であっても、取締役は説明をしなければ、総会決議の取消事由となるか。

問3 仮にB社が議決権行使書面に、賛成・反対に関わらず議決権を行使した株主にはクオカード（1000円分）を交付しますと記載しながら、「重要」とした上、「是非とも会社提案にご賛成のうえ、議決権を行使して頂きたいをお願い申し上げます。」と記載していたとしたら、その法律効果はどうか。

問4 B社は、A社に対する委任状のうち2名分は、署名があるものの押印を欠くことを理由に無効として扱った。議案は、この2名分を除いても、出席した株主の議決権の過半数の賛成を得ていた。この株主総会決議の効力はどのようなになるか（裁量棄却まで論じる必要はない）。

問5 B社は、A社の株主名簿の閲覧を拒否することができるか。